

資料 4 - 3

○久喜市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乘せ利用助成事業実施要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 130 号

改正 平成 24 年 3 月 7 日告示第 116 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 121 号

平成 30 年 7 月 11 日告示第 292 号

(目的)

第 1 条 この告示は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、法第 55 条第 2 項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は久喜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年久喜市告示第 149 号。以下「総合事業実施要綱」という。）第 7 条に規定する支給限度額（以下これらの額を「支給限度額」という。）を超えて居宅サービス、介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業を利用した場合の費用の一部を助成し、もって市民の在宅介護を支援することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成を受けることができる者は、要介護若しくは要支援の認定を受けた者又は総合事業実施要綱第 7 条に規定する事業対象者で、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 66 条に規定する区分に係るサービス若しくは同規則第 85 条の 5 に規定する区分に係るサービス又は総合事業実施要綱第 3 条第 1 号ア（ア）若しくは同号イ（ア）に規定するサービス（以下これらを「サービス」という。）を支給限度額を超えて利用したものとする。ただし、法第 63 条から第 69 条までの規定により保険給付の制限その他の措置がとられている場合を除く。

(助成対象額)

第 3 条 助成の対象となる額（以下「上乘せ額」という。）は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 12 年厚生省告示第 33 号。以下「厚生省告示」という。）第 1 号及び第 2 号に掲げる単位数を超えて利用したサービスの単位数（以下「上乘せ単位数」という。）に 10 円を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する上乗せ単位数は、厚生省告示第1号及び第2号に掲げる単位数の100分の10を上限とする。

(助成額)

第4条 助成する額(以下「助成額」という。)は、前条に規定する費用の額に50パーセントの割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乗せ利用助成申請書(様式第1号)により、市長に申請するものとする。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乗せ利用助成決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乗せ利用助成事業実施要綱(平成14年久喜市告示第82号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の規定にかかわらず、平成22年3月23日から平成22年3月31日までの

間における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乗せ利用助成については、なお合併前の要綱の例による。

附 則（平成24年3月7日告示第116号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乗せ利用助成事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後に利用した居宅サービス又は介護予防サービスについて適用し、同日前に利用した居宅サービス又は介護予防サービスの利用に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日告示第121号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額上乗せ利用助成事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日以後に利用した居宅サービス又は介護予防サービスについて適用し、同日前に利用した居宅サービス又は介護予防サービスの利用に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年7月11日告示第292号）

この告示は、公布の日から施行する。